

規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「及び第九号」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。